

成年後見制度の 市長申立て

成年後見制度を利用するための
裁判所での手続きを市役所が支援します。



対象となる方

①と②のどちらにも、あてはまる項目がある方

①

- ・夕張市に居住し、夕張市に住民登録がある。
- ・夕張市の介護保険の被保険者で、介護サービスを利用している。
- ・夕張市の援護を受け、障害福祉サービス等を利用している。

かつ

②

- ・配偶者と2親等以内の親族（親・兄弟など）がいない。
- ・配偶者と2親等以内の親族はいるが、審判の申立てを拒否している、虐待や財産の侵害等の事実がある、音信不通である。
- ・その他、急を要すると市長が特に認めた方である。

※上記条件に合致した場合でも、3親等（おじ・おば・甥・姪など）又は4親等（いとこ等）の本人親族が審判申立を行える場合は、市長申立を行わないものとする。

対象となる申立ての種類

- ・後見・保佐・補助開始の審判
- ・保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判
- ・補助人に同意権を付与する審判
- ・保佐人・補助人に代理権を付与する審判

申立てにかかる費用について

手続きに必要な費用は、1度市役所が立て替えますが、最終的に個人が負担する額は、ご本人の資産の状況に応じて、裁判所が決定します。

手続きの流れ

相談受付

下記の問い合わせ先で相談を受け付けます。
ご本人や関係者から事情を伺い、ご本人の理解力や健康状態、生活状況、資産の状況、親族関係などを基に、市長申立てをすべきかどうか判断します。
口頭確認の他、必要に応じて住民票や戸籍の情報を照会します。

市長申立ての手続き

市長申立てが必要と判断されたら、毎月の収支が分かるものなど、下のような書類を揃え、裁判所に審判手続きを行います。

後見・保佐・補助開始申立書・申立書付票（本人以外の申立用）
上申書……手続き費用の負担に関する書類
後見予算表……成年後見制度利用後の収支資料（月額・年額）
財産目録……資産状況の確認資料。目録、通帳の写し、現金出納帳、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書（決定通知書）、領収書等、年金振込通知書、（年金額改定通知書、年金振込通知書）
診断書（成年後見用）・診断書附表……判断能力等の確認書類
登記されていないことの証明書……成年後見制度等を既に受けていないかの確認書類
戸籍謄本……親族の確認書類
など

審判の確定・成年後見制度の利用開始

申立て費用の納入（自己負担のある方のみ）

ご本人の経済状況に応じて、裁判所が自己負担を決定します。自己負担がある場合は、後日納付書をお送りしますので、金融機関を通じて納めてもらいます。

【夕張市役所の問い合わせ先】

障害者手帳をお持ちの方は・・・生活福祉係 ☎52-1059

高齢者や障害者手帳をお持ちでない方は・・・包括支援係 ☎52-3107